



Style-KAIGO“ニッポン一億”

～地域共生社会をつくる日本型介護・福祉～

平成 28 年度 中国ブロックカントリーミーティング(in 広島市)

開 催 要 綱

平成 28 年 6 月閣議決定の「骨太の方針 2016」「ニッポン一億総活躍プラン」では、介護分野に関する重要政策が盛り込まれ、新・第三の矢「安心につながる社会保障」の実現に向けた強力な介護環境整備構築の方針が打ち出されました。

様々な介護施策が動き出す中で、希望あるニッポン社会の実現には、未来の介護を支える当事者世代が、未来型介護に向けた経営戦略を立て、地域に求められる福祉の牽引者としての自覚を持ち、介護に関わる人それぞれが「KAIGO」を考え、提案をしていかなければなりません。

15 年に渡って現場の声を集積し、課題に向き合ってきた「21 世紀委員会・カントリーミーティング」は、我が国介護・福祉のこれからを担うリーダーが集う発信の舞台です。同じテーマに当事者としての責任をもって向き合い、介護現場から日本をつくる原動力を生み出すべく、皆さまのご参集をお願いいたします。

1. 主 催 公益社団法人全国老人福祉施設協議会・中国地区老人福祉施設協議会
2. 企画運営 全国老施協 21 世紀委員会・公益社団法人広島市老人福祉施設連盟
3. 開催日 平成 28 年 11 月 28 日 (月) ～ 29 日 (火)
4. 会 場 ホテルメルパルク広島
(〒730-0011 広島市中区基町 6-36 TEL:082-222-8501)
5. 参加対象 中国地区老人福祉施設協議会の会員施設・事業所に勤務する者
6. 参加定員 220 名程度
7. 参加費 一人 12,000 円 (資料・情報交換会費等含む、税込)

8. プログラム

《 1 日 目 》

12:30	13:00	13:20	14:30	14:45	17:30	18:00	19:30
受付	開会	全 体 会 ①趣旨説明 ②基調報告・インプット	休憩 移動	分 科 会 ③グループディスカッション	休憩	情報交換会	

《 2 日 目 》

9:00	10:00	10:20	11:50	12:00
全 体 会 ④アウトプット・総合ディスカッション (分科会報告)			⑤記念講演	閉会
			休憩	

9. 内 容

- ① 趣旨説明 : 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 21 世紀委員会
- ② 基調報告・インプット : 公益社団法人全国老人福祉施設協議会

- ③ 分科会： 事前に選んだバズワード※毎にグループ編成をし、グループ内で各ワードに対するイメージや、個々の想いなどについてグループディスカッションを行います。

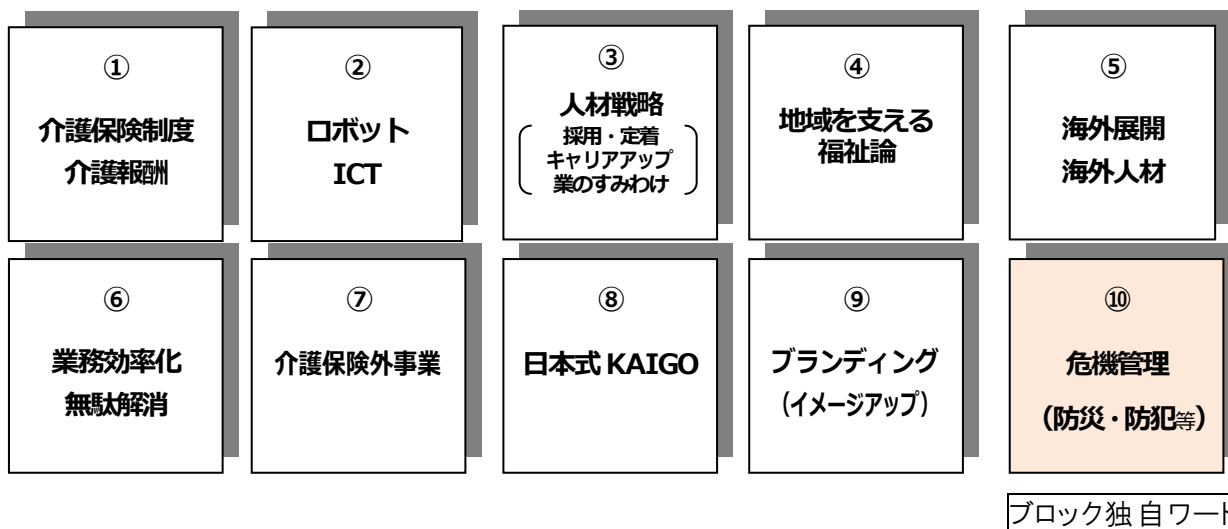
Talk about 《バズワード》

Style-KAIGO

未来型介護の実現に向けた経営戦略（Management）！

地域に求められる福祉の牽引者像の実現（Welfare）に向けて、

介護する人、受ける人、関わる全ての人（Human）が1億通りの介護を考える



■選んだワードについて、自分の考えを持ってご参加ください■

※バズワード＝業界内で騒がれてはいるけど定義が曖昧な言葉。

- (1) 分科会は、上記10個の『ワード』ごとにグループ編成をします。（1グループ7～8名程度）
- (2) 申込みの際に、上記のうちご自分の選んだワードに対する自分なりの考えをアンケート用紙に記入の上、お申し込みください。アンケートについては、当日資料として配布します。
- (3) ご参加いただくグループについては、事前に送付する参加券に記載してお知らせいたします。
- ※各ワードの希望人数によっては、希望グループでの参加が出来ない場合がありますのでご了承ください。
（申し込みの際に、必ず第2希望まで記入して下さい。）

【情報交換会】

1日目のプログラム終了後、全国老施協役員、他県からの参加者の皆さんはじめ多くの方々と情報交換・ネットワークづくりを図る場として情報交換会を設定しています。

費用は参加費に含まれていますので、参加者全員必ずご参加ください。

【2日目：全体会】

- ④ アウトプット・総合ディスカッション（分科会報告）：

初日の各分科会での議論内容をとりまとめ、それぞれ報告を行います。

続いて、全体討議として、参加者全体からの質疑・応答を行います。

テーマ：「夢をあきらめない力 ～介護士からプロ棋士へ～」

講 師：今 泉 健 司 氏 <プロ棋士（四段）、元介護士>

1973年愛知県生まれ。福山市在住。
14歳で単身大阪に移り住み、将棋のプロを目指す機関である奨励会入り。
26歳までに四段に昇段することができず、年齢制限で退会。
退会後は調理師として働きながらアマ大会に出場。2007年には優れたアマ
が受験できる「奨励会三段リーグ編入試験」で33歳で奨励会復帰。
しかし、2年で四段昇段という条件を満たせず、再び退会。
09年から介護の仕事をしながらかアマ大会に出場。
14年には「公式戦での対プロ棋士10勝5敗以上」という規定をクリア（10勝
4敗）し、プロ編入試験資格を得る。
14年12月8日、第4局で勝利し、3勝1敗で合格し、戦後最年長（41 才）の
プロ棋士となり、現在2年目奮闘中。



「何度も失敗しました。ただ、自分の可能性にふたはしませんでした。そのせいか、失敗の
たびに奇跡的な出会いがあり、めぐりめぐって介護という職場で働かせてもらえました。
認知症専門の介護施設での5年間の経験が、自分に足りないものを埋めてくれて、夢の実現
へと導いてくれたのだと思います。」

10. 参加申込について

別添「参加・宿泊のご案内」をご参照の上「参加・宿泊申込書」と「事前アンケート」を名鉄
観光サービス(株) 広島支店（FAX：082-227-8863）まで送付して下さい。

申込み締め切り：平成28年10月21日（金）

11. 個人情報の保護について

お申込により知り得た個人情報（氏名、年齢、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づ
き、カンントリーミーティング運営業務（参加者への連絡、参加券の送付、参加者名簿の作成等）以外
には使用しません。

12. お問い合わせ先

●研修内容等に関するお問い合わせ

公益社団法人広島市老人福祉施設連盟 事務局（担当：根波）

〒730-0052 広島市中区千田町 1-9-43 広島市社会福祉センター内

TEL：082-248-4546 / FAX：082-248-4856 / Mail：rousiren@chive.ocn.ne.jp

●参加・宿泊申し込みに関するお問い合わせ

名鉄観光サービス(株)広島支店 （担当：兼田・北川）

〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 住友生命広島八丁堀ビル9F

TEL：082-227-2281 / FAX：082-227-8863

【会場のご案内】

ホテルメルパルク広島

〒730-0011 広島県広島市中区基町 6-36

TEL 082-222-8501

FAX 082-222-7995



■ 新幹線をご利用の場合

- JR 広島駅（南口・在来線口）から路面電車で約15分【片道¥160】
 - ・2番乗り場「広島宮島口行」、または6番乗り場「江波行」で・・・「紙屋町西」電停下車徒歩1分

■ バスをご利用の場合

- 広島バスセンター到着ホームから出発ホームへお進みいただきホテルへの連絡通路をご利用下さい。「広島バスセンター」下車徒歩1分

■ お車をご利用の場合

- 山陽自動車道 広島インターより約30分「祇園新道」広島市内方面へ

■ 船をご利用の場合

- 広島港から路面電車で約30分【片道¥160】
 - ・3番乗り場「広電西広島行」で・・・「紙屋町西」電停下車徒歩1分

平成28年度 中国ブロックカンントリーミーティング(in広島市) 「参加・宿泊」のご案内

1 参加費のご案内

お一人様 12,000円 (情報交換会費を含みます)

情報交換会

日時 : 平成28年11月28日(月) 18:00～

会場 : ホテルメルパルク広島 6階「平成の間」

※情報交換会不参加の場合でも、参加費の減額・一部返金は致しません。

2 宿泊のご案内(名鉄観光サービス㈱の募集型企画旅行商品です)

記号	宿泊施設名	宿泊料金	部屋タイプ	アクセス時間
A	リーガロイヤルホテル広島	¥15,000	洋室(シングル)	会場まで徒歩5分
B	ホテルメルパルク広島	¥10,400	洋室(シングル)	主会場
C	ホテルサンルート広島	¥10,000	洋室(シングル)	会場まで徒歩10分
D	広島国際ホテル	¥9,000	洋室(シングル)	会場まで徒歩10分
E	ホテル法華クラブ広島	¥8,800	洋室(シングル)	会場まで徒歩10分

※宿泊料金は、おひとり様、1泊朝食付き、サービス料・消費税が含まれております。

※受付はお申し込み順に処理致します。満室の場合はご希望以外、または上記以外の宿泊施設となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込用紙の宿泊欄にご希望のホテル記号A～Eを第2希望までご記入下さい。

※前泊・後泊もご希望により受付致しますので備考欄にご記入下さい。

3 お申込方法のご案内

別紙申込書に必要事項をご記入の上、10月21日(金)までに、

名鉄観光サービス㈱広島支店 宛にFAXにてお申込下さい。

4 参加券等送付のご案内

申込み締切り後、11月4日(金)頃までに、請求書、各参加券を順次送付致します。

5 お支払方法のご案内

請求書到着後、11月18日(金)までにお振込み下さい。

振込手数料は申込者負担となります。なお、振込の控えをもって領収書に替えさせていただきます。

6 参加費、宿泊の取消料

取消日	8日前まで	7日～3日前まで	2日前まで	前日	当日・無連絡
宿泊	無料	20%	30%	40%	100%
参加費	11月18日(金)以降の取消は返金いたしません。当日の資料の送付をもって替えさせていただきます。				

※参加・宿泊の取消・変更は、書面にてFAXでご連絡下さい。

※取消料は弊社営業時間内(土曜・日曜・祝日を除いた9:00～18:00)に受理した日を基準と致します。

※事務作業上、電話での受付は致しかねます。

7 宿泊の問い合わせ

名鉄観光サービス㈱広島支店 担当 兼田・北川

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5—7 TEL 082-227-2281 FAX 082-227-8863

【個人情報について】

参加申込みの際にご提出頂いた個人情報につきましては、お客様との連絡の為や宿泊運送機関等の提供するサービスの手配及び受領の為の手続きに利用させて頂くほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供すると共に会議事務局に提供します。

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号。以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとしします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部または取り扱います。

区 分	申 込 金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

3. お申し込み関連条件

旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方など、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はおお客様の負担となります。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集発場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします)ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (ア) 航空運賃および船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります)
- (イ) 空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等
- (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
- (エ) 宿泊代金および税・サービス料
- (オ) 食事代金および税・サービス料
- (カ) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(お1人15kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送受託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- (キ) 団体行動中の心付け
- (ク) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
- (ケ) その他「パンフレット等」で含まれる明示したもの
- (2) 上記の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- (ウ) クロージング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれに伴う税・サービス料
- (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
- (カ) 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人様につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権 旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日曜・旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後に、お客様の都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったとき限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下に開示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故 (オ) 食中毒 (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

12. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帶品損害補償金を支払います。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)は変更補償金を支払いません。
- a. 旅行日程に添着をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 =お支払い対象旅行代金 ×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注2 確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。		

14. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報情報の取り扱い

- (1) 当社及び「パンフレット」「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス、商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買ひ物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。
- なお、販売店の個人情報情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。
- 【衛生に関する情報のご案内】
- 渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ:<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。